

物件修繕契約書（案）

令和 年 月 日

甲 契約担当者 住 所 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
氏 名 秋田県平鹿地域振興局長 高島 知行 印

乙 契 約 者 住 所
 商号又は名称
氏 名 印

次の物件の修繕について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 契 約 金 額 ¥

2 物件名、規格・品質等

物 件 名	規格・品質	数量	単位	金額(円)	摘 要
除雪ドーザ 法定12ヶ月点検整備 (秋田900る933)	別紙のとおり	1	式		
消費税及び地方消費税相当額					
合 計					

- 3 履 行 期 日 令和8年10月30日(金)
- 4 履 行 場 所 秋田県横手市旭川1丁目3ー41 秋田県平鹿地域振興局建設部車庫
- 5 契 約 保 証 金 秋田県財務規則第177条から第178条の規定による
- 6 特別契約事項 次のとおり

(納入及び検査)

第1条 乙は、物件を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に、乙の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査において不合格となった場合は、速やかに補修して再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(中間検査)

第2条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について、乙に報告を求めることができる。

(代金の支払)

第3条 甲は、物件の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第3項までの引渡し前に生じた物件の損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 完成した修繕の内容、規格、品質、数量等に関して契約の内容に適合しない（以下本条において「契約不適合」という。）場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完を行うことができる。

2 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、甲がその不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を乙に通知された場合に限るものとする。

(契約内容の変更等)

第6条 甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物件の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、履行期限を延長することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、履行期限内に契約を履行することができないとき。

(2) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、履行期限内にその延長を求めなければならない。

3 履行期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第8条 甲が、前条第1項第2号の規定により、履行期限の延長を承認したときは、乙は、規定の履行期限の翌日から履行の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額(分納した場合は、遅滞に係る額)} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 3.0\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(委任又は下請負の禁止)

第10条 乙は、この契約に係る修繕の請負を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(2) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された

破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が既に修繕を完了した項目があるときは、乙は、契約金額から既に修繕を完了した項目に相当する金額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

(談合の場合の契約解除)

第12条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

(発注者の帰責事由による契約解除)

第13条 甲は、第10条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して、第11条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

(契約保証金の返還)

第15条 甲は、乙がこの契約の全部を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(費用の負担)

第16条 物件の納入及び検査に要する費用(不合格品の引き取りに要する費用を含む。)は、全て乙の負担とする。

(その他)

第17条 消費税額及び地方消費税の額は、甲が物品の引渡しを受けた日における税率により計算した金額とし、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

第18条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。